

次第

- 1 開会
- 2 あいさつ（環境生活部自然保護課谷藤総括課長）（略）
- 3 議事
 - （1）令和元年度イノシシ管理対策の実施状況について
 - （2）令和元年度指定管理鳥獣捕獲等事業評価報告について
 - （3）令和2年度イノシシ管理対策について
 - （4）その他
- 4 閉会

規約により青井委員長が議事を進行。

【青井委員長】

それでは議事に入ります。議題1「令和元年度イノシシ管理対策の実施状況」及び議題2「令和元年度指定管理鳥獣捕獲等事業報告」について関連がありますので、続けて事務局から説明願います。

【事務局】

（議題（1）及び議題（2）について資料により説明）

【青井委員長】

議題1の「令和元年度イノシシ管理対策の実施状況」につきまして、質問等はありませんか。

（発言なし）

【青井委員長】

昨年度の有害捕獲145頭のうち、オスメス不明が74頭と半分近くであり、内訳は一関市と平泉町になっている。有効な管理のためには捕獲個体の性別について実態を押さえる必要があり、不明が多過ぎると思われるがなぜでしょうか。

【事務局】

県の集計は、市町村からの有害捕獲実績報告を集計しており、よろしければ、本日、出席の各市町村から説明いただきたい。

【青井委員】

一関市さんからお答えいただけますか。

【松川委員】

捕獲個体の性別について、必要な情報だと思うので担当部局に伝え、オスメスを記録するようにしていきたい。

【青井委員】

重要な情報だと思うのでお願いします。

【松川委員】

資料1の4ページの作物別農業被害のうち、その他とはどのようなものでしょうか。

【事務局】

農業振興課からのデータとなっているので、今泉委員から説明いただきたいと思います。

【今泉委員】

その他の内容は、具体的には「わさび」とか「シイタケ」とか、被害件数は少ないが単価が高いので被害額として出てくるということです。

【宇野委員】

資料1-1でオス／メスの情報が示されているが、幼／成かのデータがあると今後の参考になると思う。と言うのも、指定管理鳥獣事業で猟友会の方々が巻き狩りで145頭捕獲しており、これはすごい頭数だと思う。オリを用いた捕獲だと幼獣は警戒心が低いので入るが、指定管理鳥獣事業は銃でウリ坊は撃たないと思うので、成獣がどれくらい指定管理で捕られているかどうかを知りたい。

【事務局】

資料2の7ページの①銃による捕獲に「幼獣・成獣比」があり、幼獣の比率を21%と示しているので成獣は約8割ということになります。

【宇野委員】

せっかくなので資料1-2のような形（マップ化）にしていただければ、有害捕獲と指定管理捕獲の比較ができるかなと思う。

【事務局】

指定管理鳥獣捕獲事業については、県事業なので情報収集できる。市町村が実施する有害捕獲についても情報が集められると生息状況の分析に役立つと考えています。

【宇野委員】

資料1で岩手県全域のイノシシの捕獲頭数は346頭と過去最多となったが、狩猟による捕獲が横ばいになっている。事業計画において狩猟期間を延長しているので、その効果がわかるといいと思う。指定管理鳥獣捕獲事業と狩猟は実施期間の多くが重なっており、重なっていない3月にどのくらい捕っているのかわかれば、狩猟期間を延ばした効果が評価できると思います。

【事務局】

狩猟による令和元年度の捕獲頭数の内訳は1月3頭、2月4頭、3月4頭となっている。3月は指定管理捕獲頭事業の取りまとめを行う必要があるため指定管理鳥獣捕獲等事業による捕獲が難しく、狩猟による捕獲を進めることが望ましいと考えています。

【青井委員長】

今年から始めた野生鳥獣の生息状況等アンケート調査について、ご意見があればお願いします。

【藤村委員】

アンケートの「その他の動物種」について、どのような回答があったのでしょうか。

【事務局】

中型獣類としてタヌキ、キツネ等、鳥類としてカラス、スズメ等、その他にはニホンザルやカモシカが出没していることがわかりました。

【藤村委員】

出没とは被害があるということでしょうか。

【事務局】

その他の鳥獣についても、農業被害について回答を得ており、件数は少ないがカモシカや中型獣類に

よる農業被害があると回答されています。

【藤村委員】

アンケートの結果を見ていると、イノシシとシカのデータを比べてみるとバランスが違う。岩手県ではシカが古くからいるが、イノシシはまだ広がっていない。それにも関わらずイノシシによる被害の程度は大きいと認識されており、今後も継続して調べると意味のあるものになると思う。

【宇野委員】

資料2の評価シートの事業目標で全県が140頭で早池峰は10頭となっている理由を教えてください。目標で掲げて実績が0頭となったことについて評価項目に書かれなくていいのか気になりました。

【事務局】

早池峰ではニホンジカの捕獲を進めているが、くくりわなを設置した時にイノシシがかかってしまう可能性があるため、イノシシについても一応目標を設定しているものです。

【藤本委員】

岩手県の場合、イノシシは全県どこにいても大量にいるという状況ではないと思う。一部の地域では密度が高いところもあるようだが、他県の指定管理事業の事例では、たくさん捕るとする計画は立てないことがある。例えば、密度と下げるという目的を持っているのならば、密度をどのぐらいまで下げるといような発注の仕方をして、受注者はきちんとモニタリングを実施し、密度を下げました、何頭捕れました、という評価を行うところがあるようだ。この方法を東北地方でもすぐに実施するのは難しく思うし、岩手県のイノシシの現段階でそういうことをやらなければいけないかという無理だと思うが、後々は、密度を下げる方向にしていかなければならないと思う。その際に、データとして雄雌、年齢構成がわかると、どのぐらいの捕獲圧で個体数に影響を与えているのか評価ができるようになるのではないかなと思う。今後は何頭という指定ではなく、努力目標でもいいので「成獣を何頭」という目標に変えていったほうが良いと思う。

【事務局】

農業被害と生息密度の関係は重要な視点であり、現在の指定管理は成獣について体重の情報は収集しているので、幼成獣を分けることは可能である。一方、捕獲の半数を占める有害捕獲についても、分析のために幼成獣の情報収集できるように関係機関と検討していきたい。

【青井委員長】

藤本委員のご指摘に質問なのですが、イノシシの年齢構成は成獣とウリ坊、その中間はどう判別するのでしょうか。

【藤本委員】

年齢構成は臼歯とか乳歯の生え変わりによって判別できるので、最も簡単な方法としては口を開けて写真撮る方法があるかと思います。

【事務局】

県でも他県のやり方について情報収集しており、紹介いただいた方法の他に、体重を目安にしている都道府県、市町村もあると聞いている。引き続き情報収集していきたい。

関連して、ご意見いただきたいこととして、イノシシの個体数管理において、成獣を捕るのか、またはウリ坊でも積極的に捕獲したほうがいいのか、どうしたら効率的なのかのご意見をいただけないでしょうか。

【藤本委員】

幼獣を捕獲目標に入れる必要はないと思うが、捕れてしまうのでデータとして収集すべき。

【宇野委員】

幼獣か成獣かは狙って取れると思うが、オスメスは難しいだろう。捕獲データを見ても、まき狩りでこれだけ捕れているのは素晴らしいことなので、できる限り獲るという目標もいいと思う。

【青井委員長】

次の議題に進みたいと思います。議題3「令和2年度イノシシ管理対策」について事務局から説明願います。

【事務局】

(資料3により説明)

【青井委員長】

資料にドローンを活用した鳥獣の生息状況を把握する事業について記載があり、ねぐらや移動経路はどれくらいわかったのでしょうか。

【今泉委員】

昨年度のドローンを活用した事業については、令和元年度から3年間の試験的事業をして実施したところです。昨年度は県内4市町村で実施し、朝昼夜で同じ場所を撮影し、イノシシがどのように移動しているのか把握に努め、結果、夜間に群れで移動していることが確認できた。イノシシ対策は捕獲の他に、守る、寄せ付けないための対策が重要であり、今後はドローンを使ったマッピングによる地域ぐるみの対策への活用を検討している。

【青井委員長】

ドローンを使って、ねぐらの把握までは至っていないようだが、地域ぐるみの取り組みは重要なので進めてもらいたい。

【藤沢委員】

担い手確保について、わなの取得者を増やすことは狩猟に興味を持ってもらう人を増やすために賛成するが、銃の免許取得者を増やすことも重要であり、県には促進を測っていただきたい。

【事務局】

直近の狩猟免許試験受験者の約半分がわなである。銃猟に興味を持ってもらうためのイベントの開催等を通して第一種銃猟の免許取得者を増やしていきたいと考えている。

【雫石町谷崎委員】

雫石町では今年度、猟友会員が10名増えて30名になった。加わった者の半分以上が50歳以下で大半がわな猟。町では銃所持の補助金も出しており、さらに増やしていきたい。

【青井委員長】

今年度の計画については、意見が出されませんでしたので、事務局案のままとしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

【青井委員長】

その他何か委員の皆様からありますか。

【菅野委員】

現在、岩手県ではシカの犬猟が禁止されている。猟犬を使って巻き狩りをすると狩猟者の負担の減少が図られる。犬猟の解禁について県の考えを聞かせていただきたい。

【事務局】

本県では、以前にシカを保護するため犬猟が禁止されているが、より効率的な捕獲のため犬を使った狩猟を解禁すべきではないかとの意見を伺っている。県としても同様に考えており、前向きに検討していきたい。

【青井委員】

時期的にはいつ頃か

【事務局】

来年度から次期事業計画の検討が開始される予定であり、その中で検討していきたい。

【藤本委員】

犬を使った猟の場合、法廷猟具である銃で止め刺すことになると思う。聞くところでは、犬で動かなくしてナイフで止めさす場合があると聞いており、法廷猟具以外の狩猟は違法である。解禁にあたっては、普及啓発や事前準備が必要であろう。

【菅野委員】

犬猟の実施にはいくつか課題があると認識しており、ドックマーカについては電波法の規制でアマチュア無線の周波帯が使えないし、犬を育てるためのノウハウが蓄積されていない。しかし、関東以西のイノシシでは、犬を使った狩猟が主流になっており、課題はいくつかあるが、解禁する方向で検討していただきたい。

【青井委員】

他にはないでしょうか。では、事務局にお返しします。

【事務局】

以上で、令和 2 年度イノシシ管理検討委員会の一切を終了します。本日は長時間にわたりましてありがとうございました。